

坂戸市告示第 2 4 1 号

制限付一般競争入札（事後審査方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり告示する。なお、本告示に記載のない事項については、坂戸市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）要領の規定によるものとする。

令和 8 年 8 月 1 0 日

坂戸市長 石 川 清

1 概要等

(1) 件名

テレワークパソコン等賃貸借（リース）

(2) 納入場所

坂戸市千代田一丁目 1 番 1 号 坂戸市役所

(3) リース期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日まで

(4) リース物件の内容

テレワークパソコン等賃貸借（リース）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 入札の方法

(1) この入札は、坂戸市電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システムを利用して執行するものとし、入札参加資格の審査を開札後に行う方式で行う。

(2) 入札金額は、仕様書に定めるリース物件の販売価格 2 1 , 1 5 0 , 0 0 0 円（税抜）に、リース料金（税抜）を加えた金額と、仕様書に定める代理回収分の保守料 4 , 6 5 0 , 0 0 0 円（税抜）の合計額とすること。

3 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）午前 9 時 0 0 分から

令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 0 0 分まで

4 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）午前 9 時 0 0 分から

令和 8 年 9 月 1 1 日（金）午後 5 時 0 0 分まで

(2) 開札日時

令和 8 年 9 月 1 4 日（月）午前 9 時 0 0 分

(3) 開札場所 坂戸市役所 財政課

(4) 入札回数 1 回限りとし、再度入札は行わない。

(5) 上記の期間・日時は、変更することがある。この場合は、坂戸市ホームページで案内する。

坂戸市ホームページアドレス <https://www.city.sakado.lg.jp>

5 設計金額等の公表

(1) 設計金額（事前公表）

金 3 3, 4 2 9, 0 0 0 円

（消費税及び地方消費税の合計 1 0 % を含む。）

(2) 予定価格

入札後に公表する。

(3) 最低制限価格

設定しない。

6 支払条件

リース期間開始後の毎月均等払いとし、月当たりの賃貸借料金は、契約金額を 6 0 で除した金額とする。なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、その端数の合計額は最終回の請求金額に加えるものとする。

また、賃貸人（リース業者）は、前述の計算の結果得られた月当たりの賃貸借料金のうち、保守料として月当たり 8 5, 2 5 0 円（税込）を販売者に支払うものとする。

7 入札参加形態

単体企業

8 入札参加資格要件

この入札の告示日現在において、次の要件を全て満たす者であること。ただし、告示日から落札決定までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又はこの入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

(1) 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) この案件の公告の日から落札決定までの間に、坂戸市の締結する契約

に係る指名停止措置要綱（平成８年坂戸市告示第２７号）に基づく指名停止措置又は坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年坂戸市告示第７５号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、坂戸市に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。

(4) 令和７・８年度坂戸市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の登録業種において、大分類「ＯＡ機器・用品」、小分類「パソコン（付属品含む）」の「賃貸」について受注を希望している者であること。

(5) 雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれも加入状況が「加入」又は「適用除外」である者であること。

9 設計図書等の閲覧方法

この入札に参加しようとする者は、埼玉県電子入札共同システムにより、添付されている設計図書等を閲覧するものとする。

(1) 閲覧期間 令和８年８月１０日（月）から令和８年９月１１日（金）まで

(2) 設計図書等の形態 設計図書等の形態は、ＰＤＦ、ＭＳ－ＷＯＲＤ又はＭＳ－ＥＸＣＥＬファイル形式とする。なお、埼玉県電子入札共同システムにおいて提出可能な電子ファイルは、以下の拡張子のものとする。

「.docx」（Microsoft Word 2007 以降のバージョン）

「.xlsx」（同 Excel 2007 以降のバージョン）

「.pptx」（同 PowerPoint 2007 以降のバージョン）

(3) 書面での閲覧

設計図書等を閲覧した者が、書面による設計図書等の閲覧を希望する場合は、開札前日までの間、総合政策部財政課窓口で閲覧することができる（土・日曜・祝日を除く。）。なお、書面による設計図書等の貸与又は複写は行わない。

10 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問のある者は、次により行うことができる。質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 質問の方法

ア 受付期限 令和8年8月27日（木）午後5時00分まで

イ 受付方法 電子入札システムにより、前記の受付期限までに提出すること。

(2) 回答の方法

ア 回答 次のとおり電子入札システム上に掲示する。ただし、システム容量等の問題により掲示できないことがある。この場合は、坂戸市ホームページに掲示する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

坂戸市ホームページアドレス <https://www.city.sakado.lg.jp>

イ 掲示時期 令和8年9月4日（金）午前10時00分から

11 入札保証金

免除とする。

12 入札参加資格の事後審査

坂戸市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）要領に基づき入札執行後に確認する。落札候補者となった者は、令和8年9月16日（水）午後5時までに次の書類を提出しなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とする。

なお、電子入札システムの性質上、入札書提出期間前に競争参加資格確認通知書を発行するが、落札候補者については、上記のとおり事後審査を実施することに留意すること。

(1) 制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（次に掲げる添付書類を含む。）

ア 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類

13 くじによる落札候補者の決定

落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

14 契約条項等

(1) この案件は、賃貸人（リース業者）が仕様書に定めるリース物件を仕様書に定める販売者（リース物件の販売業者）から仕様書に定める販売価格で買受け、賃借人（坂戸市）に貸出す形式で行う賃貸借（リース）契約である。

(2) 契約規則及び約款は、坂戸市ホームページにおいて閲覧に供する。

- (3) 落札者は、落札者決定の連絡を受けた日の翌日から起算して12日目の日を契約締結日とし、坂戸市及び販売者と三者契約（賃貸借（リース））を書面で締結すること。

15 入札参加に必要な書類の入手方法

入札参加に必要な書類の入手方法は、次の表に掲げるとおりとする。

書 類 名	入 手 方 法
制限付一般競争入札公告	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
設計図書	埼玉県電子入札共同システム
入札金額見積内訳書	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
その他の告知書類等	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ

坂戸市ホームページアドレス <https://www.city.sakado.lg.jp>

16 その他

- (1) 入札に際しては、設計図書等、坂戸市競争入札参加者心得書及び現場等を熟知の上、参加しなければならない。
- (2) 申請事業所の代表者が変更となった場合は、新たに電子証明書を購入し、改めて利用者登録をしなければならない。旧代表者名義の電子証明書での競争参加資格確認申請書の提出や入札は、無効とする。なお、電子証明書の再取得が間に合わない場合は、競争参加資格確認申請書や入札書の提出期限までに「紙入札方式参加申請書」を坂戸市総合政策部財政課窓口へ提出し、承認を得ること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。